

令和4年6月15日

身元引受人 各位

シルバーランドきしの

施設長 篠原 秀則

シルバーランドきしの施設入居契約の 一部変更について(お知らせ)

入梅の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当施設の入居契約書第8条第3項では、「身元引受人は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務を含む一切の義務について入居者と連携し、又は入居者に代わって履行の責任を負うものとします」とし身元引受人の債務の保証額の上限を設けておりませんでした。令和2年4月1日施行の改正民法第465条の2では、連帯保証人が負う可能性がある極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約は無効となる旨が規定されました。

つきましては、令和2年4月1日以降に当施設と締結(更新)された入居契約の内容について、身元引受人の事業者に対する債務の保証極度額を170万円(※1)と設定し、契約内容の一部を変更し、遡及適用いたします。

なお、令和2年3月31日以前に当施設と締結された入居契約ですが、入居契約の更新日(※2)から本変更を適用することといたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

※1 保証極度額 170万円……介護度5,負担割合1割、負担段階第4段階の
入居者が1年間利用した金額を上限とする

※2 入居契約の更新日……要介護認定の更新日と同じ

シルバーランドきしの
生活相談員:小須田 昭吾
電話:0267-64-6635

令和4年6月15日

身元引受人 各位

シルバーランドきしの

施設長 篠原 秀則

シルバーランドきしの短期入所利用契約 の一部変更について(お知らせ)

入梅の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当施設の利用契約書第7条第3項では、「身元引受人は本契約に基づく利用者の事業者に対する債務を含む一切の義務について利用者と連携し、又は利用者に代わって履行の責任を負うものとします」とし身元引受人の債務の保証額の上限を設けておりませんでした。令和2年4月1日施行の改正民法第465条の2では、連帯保証人が負う可能性がある極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約は無効となる旨が規定されました。

つきましては、令和2年4月1日以降に当施設と締結(更新)された利用契約の内容について、身元引受人の事業者に対する債務の保証極度額を90万円(※1)と設定し、契約内容の一部を変更し、遡及適用いたします。

なお、令和2年3月31日以前に当施設と締結された利用契約ですが、利用契約の更新日(※2)から本変更を適用することといたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

※1 保証極度額90万円……介護度5、負担割合1割、負担段階第4段階の入居者が180日利用した金額を上限とする

※2 入居契約の更新日……要介護認定の更新日と同じ

シルバーランドきしの
生活相談員：野沢 景子